

通年議会の課題等に対する議会の考え方

項 目	通 年 議 会 の 課 題 等	議 会 の 考 え 方
●定例会の招集回数及び会期	①会期設定をどうするか。先行自治体議会パターンか、自治法改正パターンか	・先行自治体議会パターンとする
	②会期の始期及び終期をいつにするか	・始期は5月から、終期は翌年4月28日
	③一事不再議の適用の原則が長期化する問題への対応をどうするか	・翌定例月議会（仮称）の提出が可能になるよう、議会会議規則を改正する
	④通年議会の場合、長の専決処分の要件を適用することがなくなると見込まれる。原則として本会議を開会して議決することとなるが、審議方法等は執行機関と調整の上、個別案件に応じて適切に対応する必要があるのではないか	・専決処分は第180条第1項に規定する「軽易な事項」以外になるので、議会で審議する ・軽易な事項については、理事者と協議しながら詰めていく
●会議録の調製	①現行制度のまま通年議会を導入すると、会議録の調製、配布が年1回となり、発言内容等の確認ができにくくなるので、会議規則を改正して、調製回数をふやすべきではないか	・現行と同様となるよう、議会会議規則を改正し、定例月議会及び緊急会議（仮称）ごとに調整する
	②現在、「会期中に限り」可能とされている発言の訂正・取り消しの期限をどうするか	・現行と同様となるよう、議会会議規則を改正する
●本会議、委員会等の開催経費等	①日程がふえること等により、開催経費が増加するのではないか	・多少、経費が増加する
	②費用弁償の在り方を検討する必要はないか	・現行通りとする
●議会・会派・議員の活動の在り方	①議員の議会活動に費やされる時間が増加するとみられる反面、議員個人のための活動時間が制約を受けることが予想される。バランスのとれた議会・会派・議員活動を行うことができるか	・個々の議員活動に任せることとし、ルールは必要ない
●議員の待遇	①一年間、議会に拘束されることなどから、議員報酬の見直しは必要か	・議員報酬は現行通りとし、見直しの議論は、次期議会運営委員会に申し送る
●市民への説明等	①市民に対する理解の求め方をどうするか（市民説明会、意見募集等）	・これまで行ってきた手法により、市民の理解を求める
●委員会の管内、管外視察	①実施時期、実施の必要性等、委員会の視察の在り方を検討する必要がある	・現行通りとする
●議員の日程調整	①集中的に審議する期間以外の休会中に審議等を必要とする案件が提案されることがあることから、議員が、あらかじめ不在期間と連絡先を議長あてに報告するなどのルールをつくる必要があるか	・ルールは作らないが、議員の常識の範囲内で報告を行う
●事務局体制の充実等	①日程がふえること等により、日程調整、資料作成等の事前準備、会議録調製等の業務が増加するのではないか	・多少、業務が増加する
●その他	①検討する組織は、議会運営委員会がいいか	・議会運営委員会で検討する
	②執行機関側職員の議会対応がふえ、市民サービスが低下するのではないか	・現行と変わるものではない
●定義	①まず用語（定義）の整理をすべき	・開会議会、定例月議会、緊急議会、議会期間とするが、施行決定前段階で再度議論する
●開議（再開）	①（仮）定例月会議の事前の日程調整、及び（仮）緊急会議の開議（定例会の再開）に関するルール化（請求があった場合の再開日の決定等）	・定例月議会の次回の日程の決定方法は、理事者と協議する ・緊急議会の開議等は請求があった日から7日以内に開く
●請願・陳情の提出期限	①現行の通りでよいか。本会議での参考人招致を行う場合、時間的余裕が必要ではないか	・従来通り（定例月議会開会日4日前）とする
●専決処分の指定	①通年議会に伴うものではないが、改めて地方自治法第180条第1項の規定による議会の権限に属する軽易な事項で専決処分にしてもかまわない事項の追加はないか検討する必要があるのではないか	・理事者と協議していく